

総 務 委 員 会 記 録
【 速 報 版 】

令和8年6月2日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 大桑正貴委員長 これより委員会を開会いたします。

◎ 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について

- 大桑正貴委員長 行財政局関係の議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままでお願いいたします。

検討事項に入ります。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題に供します。

委員の皆様には正副委員長より提案がございます。

地方公共団体においては、少子高齢化のさらなる進展に伴い、子育て、医療、介護など全世代の社会保障施策の整備や地域医療の体制の充実のみならず、人口減少を見据えた地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、DXに対応した各施策の充実など、極めて多岐にわたる役割が求められているほか、自然災害が頻発・激甚化している近年においては、社会インフラの強靱化や再整備も喫緊の課題となっております。

そこで、本委員会として、令和9年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保にとどまらず、行政経費の増大を的確に反映した上、人件費を踏まえたより積極的な財政確保を強く求める意見書の提出を提案したいと考えております。

この件につきましては、事前に正副委員長で協議し、意見書の案文を作成しておりますので、あらかじめ配付しておきました。

案文につきましては、書記に朗読させます。

- 佐藤議事課書記 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

地方公共団体においては、少子高齢化のさらなる進展に伴い、子育て、医療、介護などの全世代型の社会保障施策の整備や地域医療体制の充実のみならず、人口減少を見据えた地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、DXに対応した各施策の充実など、極めて多岐にわたる役割が求められている。さらに、自然災害が頻発化、激甚化している近年においては、社会インフラの強靱化や再整備も喫緊の課題となっている。

このように増大する行政需要に対応するためには、現行の地方一般財源水準の確保にとどまらず、物価や賃金の上昇に伴う行政経費の増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃金水準の底上げと相応する人件費を含めた、より積極的な財源確保が求められる。

よって、国におかれては、令和9年度の政府予算及び地方財政の検討に当たり、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、教育、防災減災、地域公共交通の再構築など、増大する行政需要を的確に把握するとともに、物価及び賃上げの動向を踏まえた人件費を確保しつつ必要な地方財源の確保充実を図ること。

2、子供から高齢者まで切れ目のない社会保障制度の構築に向け、各社会保障分野を支える人材を継続的に確保育成できるよう、国庫補助金の拡充及び一般財源の確保の両面から必要な財政措置を講ずること。

3、地方交付税の法定率の引上げ等により臨時財政対策債に依存しない地方財政を確立するとともに、税

源偏在の是正を図るため地方税体系の抜本的な見直しを行うこと。あわせて、税制改正に当たっては地方公共団体の意見を十分に反映するとともに、減税措置等に伴う地方の減収については恒久的に補填すること。

4、給与改定、会計年度任用職員の処遇改善及び業務委託等における人件費上昇への対応について、労務費への適切な価格転嫁を含め、自治体の安定的な人材確保及び公共サービスの維持が可能となるよう十分な財政措置を講ずること。

5、自治体業務システムの標準化・共通化については、国の責任において必要な財源を確保するとともに、サイバーセキュリティー対策を含む運用負担の増大に対し自治体の実情に応じた柔軟な支援を行うこと。

6、地域公共交通の維持充実及び地域医療提供体制の確保に向けて、住民、事業者及び行政の連携による取組を支援するとともに、物価高騰や人材不足の影響を踏まえた必要な財政措置を講ずること。

7、地方交付税については、その財源保障機能及び財政調整機能を一層強化するとともに、基準財政需要額の算定方法の見直し等により大都市特有の財政需要を含め各自治体の実情が適切に反映される制度とすること。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、議決年月日付、議長名をもちまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）宛てでございます。

- **大桑正貴委員長** ただいまの案文につきまして、各会派等の御意見等をお伺いします。
- **黒川勝委員** 我が会派といたしましては、この7つの項目、全ていづれも大変重要な案件でございますし、国に対してしっかりと求めていくべきだと思いますので、本意見書を提出することには賛成いたします。
- **仁田昌寿委員** 公明党でございます。ただいま御発言と同様に、大事な取組だと理解して意見書案の提出をお願いします。
- **藤崎浩太郎委員** 我が会派としましても、この要望内容につきましては非常に重要な内容となっておりますので、賛成でお願いします。
- **くしだ久子委員** 私どもとしても、非常に重要な内容だと思っておりますので、意見書の提出には賛成いたします。
- **こがゆ康弘委員** それぞれの内容は重要な項目で、行政からも国に対して要望を出していますけれども、議会としてもこうした意見書を提出して、政令市と一般市の違いなども含めて、こうしたな事情を勘案した交付税制度というのが確立を求められているので、ぜひ提出してください。よろしくお願いします。
- **井上さくら委員** 大変経済状況も厳しくなっていて、また市民生活のきめ細かなところでこれまでと違う多様なニーズも出てきていて、一番身近なところで市民の暮らしを支えている自治体が、より自主性を持って様々な施策が展開できるようにすることがとても重要だと思っています。そのために財源がしっかり来ることが必要だと思いますので、賛成いたします。
- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、お諮りいたします。
本件については、意見書案文のとおり提出することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
本件につきましては、委員会提出議案として、委員長名をもちまして議長宛てに提出いたします。
なお、字句の整理及び提出方法などにつきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、さよう取り扱います。

以上で行財政局関係の議題は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前10時06分

(当 局 交 代)



再開時刻 午後0時24分

- **大桑正貴委員長** 委員会を再開いたします。

政策経営・国際戦略局関係の議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままでお願いします。



◎ **中東地域をめぐる情勢を踏まえた対策を求める意見書（案）について**

- **大桑正貴委員長** 検討事項に入ります。

中東地域をめぐる情勢を踏まえた対策を求める意見書案についてを議題に供しします。

委員の皆様にも正副委員長より御提案がございます。

中東地域をめぐる緊迫した情勢は、原油やLNG等のエネルギー供給をはじめ、国際物流網にも影響を及ぼしており、燃料価格や物流コストの上昇などを通じて、市民生活や地域経済に影響が生じています。

今後、情勢の長期化や不測の事態が生じた場合には、我が国の経済及び国民生活全体への影響がさらに拡大することが強く懸念されています。

国際物流拠点として多くの市民生活や産業活動を支える都市機能を有する本市においても、港湾物流や地域経済への影響が懸念されるほか、公共交通、上下水道、廃棄物処理、消防、防災等、市民生活を支える行政サービスへの影響も危惧されています。

また、建設資機材価格の輸送コストの上昇は、都市基盤整備や公共工事の円滑な実施に支障を来すおそれがあるほか、医療機関や介護・福祉施設においても、光熱費や医療材料費の負担増加、医療費の安定供給への懸念が高まっています。

そこで、本委員会として、市民生活の安定と安心を確保する観点から、地方公共団体と連携したより一層の対応強化を強く求める意見書の提出を提案したいと考えております。

この件につきましては、事前に正副委員長で協議し、意見書の案文を作成してありますので、あらかじめ配付しておきました。

案文につきましては、書記に朗読させます。

- **佐藤議事課書記** 中東地域をめぐる情勢を踏まえた対策を求める意見書（案）。

中東地域をめぐる緊迫した情勢は、原油やLNG等のエネルギー供給をはじめ国際物流網にも影響を及ぼしており、燃料価格や物流コストの上昇などを通じて市民生活や地域経済に影響が生じている。今後、情勢の長期化や不測の事態が生じた場合には、我が国の経済及び国民生活全体への影響がさらに拡大することが強く懸念される。

同地域は原油や天然ガスなどのエネルギー供給の要衝であり、情勢の不安定化は、電気・ガス料金の上昇に加え、建設資機材価格の高騰、物流停滞、医薬品や医療資機材の供給への影響など、幅広い分野に波及するおそれがある。これらは、既に物価高騰に直面している市民生活にさらに負担を与え、地域経済や市民の暮らしの安定に深刻な影響を及ぼしかねない状況である。

国際物流拠点として多くの市民生活や産業活動を支える都市機能を有する本市においても、港湾物流や地域経済への影響が懸念されるほか、公共交通、上下水道、廃棄物処理、消防、防災等、市民生活を支える行政サービスへの影響も危惧される。また、建設資機材価格や輸送コストの上昇は、都市基盤整備や公共工事の円滑な実施に支障を来すおそれがあるとともに、医療機関や介護・福祉施設においても光熱費や医療材料費の負担増加、医薬品の安定供給への懸念が高まっている。

国においては中東情勢を注視しつつエネルギーや重要物資の安定供給確保等に取り組んでいるところであるが、情勢の長期化や不測の事態も想定される中、地方公共団体と連携したより一層の対応強化が求められる。

よって、国におかれては、市民生活の安定と安心を確保する観点から、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格やエネルギー価格の変動が市民生活及び地域経済に与える影響を十分に注視し、原油価格、電気料金、ガス料金等の高騰抑制に向け機動的かつ継続的な対策を講ずるとともに、電気・ガス・燃料等に関する負担軽減策を切れ目なく実施すること。

2、エネルギー供給及び国際物流をめぐる動向に対応可能な危機管理体制を強化すること。あわせて、物流停滞や供給不安に備え、地方への影響も含め、適時適切な情報提供を行うこと。

3、エネルギーやナフサ等の石油由来製品に加え、医薬品及び生活必需物資については、風評や不確実な情報による市場動向の不安定化が懸念され、市民生活や事業活動への影響が生じるおそれがある。このため、国においては、経済安全保障の観点から、重要物資の需給状況の可視化及び情報発信の充実を図るとともに、流通の目詰まり解消等の取組を一層推進し、市場の安定的な運営を確保すること。

4、地方公共団体が公共交通、上下水道、廃棄物処理、消防、防災等の行政サービスを安定的に提供できるよう燃料費及び電力価格高騰への支援を講ずること。

5、市内中小企業等の事業継続への支援をはじめ、地域の実情に応じたきめ細かな対策を講ずることができるよう必要な財政措置を講ずること。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、議決年月日、議長名をもちまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（経済安全保障）宛てでございます。

- **大桑正貴委員長** ただいまの案文につきまして、各党派等の御意見等をお伺いいたします。
- **黒川勝委員** 連日報道があったり、また地域の皆さんからも声をお聞きしておりますと、エネルギー価格の高騰であったり、ナフサを必要とした石油化学関連製品の流通の目詰まり、あるいは風評被害なども含めて、あらゆる業界において市民生活や地域経済への影響が広がっている中で、先行きへの不安も一層高まっているものと受け止めております。

こうした状況を踏まえて、意見書に挙げた5つの点においてしっかりと国と地方が連携した実効性のある

対応の早期の強化が不可欠であり、本意見書が今後の政策の後押しとなることを強く期待いたします。我が会派は、本意見書の提出に賛成でございます。

- **仁田昌寿委員** この記載のとおり、現場の声どおりだと思います。とりわけ昨今では、雇用にまで影響を及ぼすような重大な危機的な状況にもあるという悲鳴にも似たお声も聞いております。ぜひともこの意見書のとおりの方への施策を期待申し上げたいと思いますので、提出に賛成いたします。お願いします。
- **藤崎浩太郎委員** 市民生活、給与活動等々、本当に大きな影響が出ているという状況にありますので、この意見書に賛成いたします。
- **くしだ久子委員** 厳しい状況ですとか、不安などが非常にある中で非常に重要なことだと思いますので、意見書には賛成いたします。
- **こがゆ康弘委員** いわゆるホルムズインフレと言われている世界的なインフレの影響というのが多方面に及んでいます。これは早期鎮静化を求めるわけですが、その間はやはり国民生活かなり厳しいという声いろいろ伺っていますので、ぜひこうした意見書、今回の意見書の提出に賛成いたしますので、よろしくをお願いいたします。
- **井上さくら委員** 大変危機的な状況で、地域でも、また市民の消費生活にもダイレクトに影響が出てきて、お菓子のパッケージが変わったのがもう並び始めたとか、本当に大きな危機的な状況だと思っています。もちろん政府が目詰まりとおっしゃっているような現象もなくはないのかもしれませんが、現について先日発表された国の統計でも、ナフサの輸入が5割減であるということが実数として出ているので、もう減っているわけですから、当然経済的な支援とかは必要として、国におかれては、きちんと中東の国々との交渉とか外交とかはぜひしっかりやっていただきたい。それから、このガソリンの当面の補助とかは必要だと思いますが、しかし物が足りなくなってくるという中で、諸外国が節約なども呼びかけ始めています。そういうことも含めて、ぜひしっかり長期的な検討をしていただくということも併せて、国へはお願いしたいなと思います。意見書には賛成です。
- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、お諮りいたします。
本件につきましては、意見書案文のとおり提出することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
本件につきましては、委員会提出議案として委員長名をもちまして議長宛てに提出いたします。
なお、字句の整理及び提出方法などにつきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、さよう取り扱います。
以上で、政策経営・国際戦略局関係の議題は終了いたしました。
この際、昼食のため休憩といたします。

休憩時刻 午後0時33分

(当局交代)

再開時刻 午後3時29分

- **大桑正貴委員長** 委員会を再開いたします。

総務局関係の審査に入ります。

なお、当局の発言に際しては、着座のままでお願いいたします。



◎ 諮問市第1号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問

◎ 諮問市第2号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問

◎ 諮問市第3号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問

- **大桑正貴委員長** 前回に引き続き、諮問市第1号、諮問市第2号及び諮問市第3号については説明の都合上、3件を一括議題に供します。

諮問市第1号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問

諮問市第2号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問

諮問市第3号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問

- **大桑正貴委員長** 本件につきましては、健康福祉局、吉川局長、水道局、鈴木局長及びこども青少年局の秋野こども福祉保健部長ほか関係職員が説明員として出席しておりますので、御了承願います。

なお、当局により追加説明の資料の配付依頼がありますので、あらかじめ配付しておきました。

当局の説明を求めます。

- **近藤総務局長** 昨日に引き続き、諮問市第1号から第3号までの下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問につきまして、御説明に不十分な点があったため、補足資料を作成いたしましたので、これについて御説明いたします。

資料の1、水道料金等の減免に係る処理誤りに関する原因及び再発防止策については、健康福祉局長から御説明申し上げます。

そのまま、資料の2、下水道使用料及び水道料金の時効につきましては、水道局長から御説明申し上げます。

- **吉川健康福祉局長** それでは、資料に沿いまして御説明いたします。

1の水道料金等の減免に係る処理誤りに関する原因及び再発防止策を御覧ください。

経緯ですが、令和6年5月に水道料金・下水道使用料の基本料金の減免に関する事務処理ミスが判明したことを受け、令和2年4月以降の減免適用者について確認したところ、減免資格のうち、下のアからウに掲げているとおり、生活保護を受けているひとり親世帯、ひとり親家庭等医療費助成世帯、特別児童扶養手当受給世帯において、事業所管局から水道局に提供していたリストに誤りがあったことが分かりました。

各減免資格における誤りの発生原因及び再発防止策について御説明いたします。

(1) リストの抽出漏れですが、令和2年5月から令和6年8月の間に提供したリストに、一部の対象者が漏れていたことにより減免解除がされず、資格のない減免が継続していました。

まず、ア、生活保護を受けているひとり親世帯については、生活保護のシステム内のデータから、母子加算の認定がなくなった方のリストを作成しています。しかし、令和2年5月から令和6年4月の間に提供したリストから、生活保護自体が廃止になった世帯の計上が漏れていました。その結果、一部の対象者が漏れ

ていたことにより、減免解除がされず、資格のない減免が継続しました。

原因としては、令和2年5月に担当者間で引継ぎを行った際、適切な引継ぎができていなかったこと、その後も誤りのまま定例的業務として続けていたこと、手順書についても十分な内容となっていなかったこと、組織的なチェックも働いていなかったことが挙げられます。

そのため、再発防止策として、提供データの作成方法を見直し、ミスの原因となった作業工程をやめ、母子加算の認定がなくなった方の全員のリストを提供することに改めました。

また、母子加算の認定がなくなった方のリストを作成する際も、抽出したデータに誤りがないかダブルチェックを行い、データの抽出ミスが起こらない運用を徹底しました。

2ページを御覧ください。

あわせて、これらの内容を踏まえ手順書を改定するとともに、市民の皆様への御案内として、各担当ケースワーカーから母子加算の認定がなくなった方に対し、水道局へ減免の解除の届出を行うよう周知を徹底しました。

次に、イ、ひとり親家庭等医療費助成世帯については、毎月1回、ひとり親家庭等医療費助成の資格を喪失した方のリストを作成し、水道局に送付しています。しかし、データの抽出条件に誤りがあったため、令和2年5月から令和6年8月の間に提供したリストから、下のアスタリスク2点に該当するような、本来提供すべき対象者の情報が漏れていました。その結果、減免解除がされず資格のない減免が継続しました。

原因としては、抽出条件の設定時に、精査不足により誤りに気がつかなかったこと、その後も誤りのまま定例的業務として続けていたこと、手順書についても十分な内容となっていなかったこと、組織的なチェックも働いていなかったことが挙げられます。

そのため、再発防止策として、提供データの作成方法を見直し、令和6年9月提供分から水道局には漏れの生じないリストを提供するようにしました。

また、ひとり親の資格喪失者リストを作成する際も、抽出したデータに誤りがないかダブルチェックを行い、データの抽出ミスが起こらない運用を徹底しています。

これらの内容を踏まえ手順書を改訂するとともに、市民の皆様への御案内として、ひとり親家庭等医療費助成の資格消滅通知を送付するタイミングで、水道減免の解除に関する案内を同封しています。

次に、ウ、特別児童扶養手当受給世帯についてですが、3ページを御覧ください。

こちらについては、福祉保健システム内のデータから、特別児童扶養手当の資格喪失者リストを作成しています。しかし、令和2年5月から令和6年8月のリストにおいて、前月以前に遡って資格喪失をシステム入力した方の抽出や、所得が高く手当が支給停止となっている方がリストから漏れていました。その結果、一部の対象者について減免解除がされず、資格のない減免が継続しました。

原因としては、抽出条件の設定時の精査不足による誤りがあったこと、下水道の減免対象とはならない所得超過による手当支給停止となった特別児童扶養手当受給資格者の報告漏れがあったことが挙げられます。

そのため、再発防止策として、資格喪失者リストの抽出条件を見直し、遡り喪失者はシステム入力年月日を基準とし、前月分以前の喪失年月日が設定された場合にも抽出されるようにしました。

また、所得超過による支給停止者についても抽出できるようにしました。

また、システム改修として、水道料金の減免対象者データと特別児童扶養手当の対象者世帯のデータを突合できるようにしたほか、水道局から特別児童扶養手当による減免者一覧を取得し、突合して判明した資格

喪失者を報告する方法に変更しました。

市民の皆様への御案内としては、受給資格がなくなった場合は水道局お客様サービスセンターへ問い合わせるよう、申請時に配布する制度案内チラシに記載しました。資格喪失所得超過による支給停止の場合の通知に案内を同封予定です。

続いて、(2)水道料金システムへの反映漏れですが、水道局に提供された各資格の資格喪失者リストについて、水道局料金システムへの反映漏れが発生していました。

原因としては、事業所管課が作成する資格喪失者リストと水道局料金システムの給水契約者情報を結びつける共通コードがないため、氏名や住所等で確認していたこと、資格喪失者リストの反映状況の確認が不十分だったことが挙げられます。

そのため、再発防止策として、水道局料金システムに事業所管課の福祉特定コードを登録し、双方のシステムで対象者を特定できるように対応します。

また、ダブルチェックを徹底し、水道局が減免解除通知を発送する際に、事業所管局から提供された資格喪失者リストを再確認する運用に変更しました。

今回の処理誤りに関する原因及び再発防止策についての御説明は以上となります。

なお、本件に関する令和6年度の記者発表2件につきまして、参考に資料をお配りしました。

続いて、資料の説明から少し離れますが、少しお許しください。事業を所管する立場の局長として、一言申し上げさせていただきます。

本件につきましては、市民の皆様に大きな影響を及ぼす事態に至っておりまして、組織的なチェックが十分に機能していなかったという点で、局長・部長をはじめとする経営責任職の責任は重大であると認識しております。

今回の処理誤りが起きた令和2年度に、従来は毎年1回、水道局から減免対象者全件の一覧表の提供を受け、事業所管課や区役所において資格情報の全件確認を行っていたところ、事業所管課が作成した減免資格喪失者リストを水道局へ提供する方式に大幅に変更を行いました。

しかしながら、この令和2年度のこの際に、組織として作業ルールや手順の確認が十分に行われないうまま事務を開始し、その後も途中で十分な確認や見直しを行わずに事務を継続してきた結果、誤りに気づくことができず、長期間にわたり見過ごすこととなりました。

今後、業務内容の大幅な変更を行う際には、組織全体で変更による影響や手順の適切性を十分に検証した上で、ルールや業務フローの確認を徹底いたしまして、関係局との連携を図りながら、今後こうした事務処理ミスを起こすことのないよう、再発防止に万全を期してまいりたいと思います。

続きまして、水道局より説明いたします。

○ **鈴木水道局長** それでは、次のページの資料4ページを御覧ください。

2、下水道使用料及び水道料金の時効について説明いたします。

まず、上段、下段ありますけれども、上段の表を御覧ください。

上から2段目の水色の部分、下水道使用料につきましては公債権でありまして、左から2番目の時効の期間にありますように、地方自治法により時効は5年となっております。

その隣の時効の援用という部分にありますように、公債権につきましては、時効の援用を不要としておりまして、5年の経過をもって自動的に債権が消滅いたします。

一方で、その下の水道料金のところですが、（私債権）でありますけれども、民法の改正があったことから、契約開始時期によって時効の取扱いが異なります。2段に分かれて表記しております。

具体的には、上のA、令和2年4月1日以降に契約された方の時効の期間は5年です。下のB、令和2年3月31日以前に契約された方の時効の期間は2年となっております。

その隣の時効の援用については、私債権であるため、利用者により時効が援用されない限り、債権は消滅しません。

次に、一番右の列、遡及請求の経緯でありますけれども、水色部分の下水道使用料につきましては、時効にかからない直近5年分について遡及して請求を行いたいと思います。

その下の水道料金につきましては、文書の保存期間が5年であるため、誤りが確認できた5年分の債権を遡及して請求しております。

ただし、一番下の段ですが、水道料金のうちB、令和2年3月31日以前の契約者につきましては、時効が援用された場合、以降は2年分のみの請求に限定されることとなります。

その下の表は、参考として請求のイメージでございます。

一番上の行に、参考タイトルのすぐ下、請求時点とあります。これが直近になります。右に向かって矢印が伸びている形につくっておりますけれども、2年、5年と黒い印がつけてあります。それぞれ2年を経過する前の取扱いと5年を経過する前の取扱いということで記載しております。

例えば、すぐ下、水色の部分の下水道使用料のところですが、右を見ていただくと、時効期間の経過前のものとして、5年を経過していないところ、約9000万円が請求対象となります。

その右の時効期間の経過後については、請求ができません。

その下の水道料金の行を見ていただきたいのですが、上のA、令和2年4月1日以降の契約者については、時効期間の経過前としての請求イメージは5年までのところ、約800万円となっております。

また、下のB、令和2年3月31日以前の契約者につきましては、債権発生から2年を経過しないものは、時効期間の経過前であり、請求のイメージは約5500万円、その右側の2年以上が経過し時効期間が経過したものの請求のイメージは約5700万円となっております。

その右側、5年以上経過した分につきましては、書類が残存しないため請求しておりません。

以上、下水道使用料と水道料金の時効について御説明いたしました。

最後に、一言だけ私も少しお話をさせてもらいたいと思います。

本件につきましては、本市の事務処理ミスにより、市民の皆様に御負担をおかけしており、大変申し訳なく思っております。お支払いをお願いするに当たりましては、それぞれの皆様のお話を丁寧にお伺いして、分納によるお支払いや、ほかに減免資格を有している場合は再申請が可能である旨の案内など、寄り添った対応を今後も続けていきたいと思っております。

二度とこのようなことを決して起こさないよう関係局連携して、再発防止を徹底してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 近藤総務局長 資料の説明は以上でございます。

なお、次ページ以降につきましては、昨日の当議題の委員会資料を添付しております。

また、昨日、こがゆ委員から御質問をいただきました、事務処理ミスに関連してなされた審査請求に関する諮問につきまして、過去の事例を確認いたしました。下水道使用料の減免に係る案件ではございませんけ

れども、下水道使用料の徴収に関する審査請求について、令和6年第3回市会定例会に諮問させていただきました。当該事案は、審査請求人が公共下水道へ接続するための排水設備の工事完了届出を提出していたにもかかわらず、市の事務処理ミスにより請求が漏れていたため、4年2か月分の下水道使用料を遡及して徴収する処分を行ったところ、審査請求がなされたものでございます。処分庁の事務処理ミスが原因でしたが、審査請求人の下水道使用料を減免する特段の理由がないことを諮問させていただき、審査請求を棄却いたしました。

諮問第1号から第3号までの説明は以上でございます。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **井上さくら委員** 正副委員長のお取り計らいによりまして、こうしたまとまった資料を出していただいて、請求いただいて出てきたことは大変よかったと思っております。むしろ最初からこういう資料は出していただきたかったと思います。

確かに議案そのものは、この不服審査請求が起きたことによって、これを市会に諮問するという、これは法的に議案にして議決しないとできないからかけてきたものだけということでは分かりますが、これまでこの件について、記者発表はこういう形でされているのだけれども、当該の常任委員会など議会で説明したことというのはあったのか、なかったのか伺います。

- **吉川健康福祉局長** 健康福祉局の関係について、常任委員会では御報告は差し上げておりません。
- **鈴木水道局長** 水道局も同様であります。
- **井上さくら委員** それはなぜなのですか。記者発表をされた時点で、やはり大きな問題だと思うのです。記者発表のコメントでは、それぞれ局長の申し訳なかった、深く反省とか、そういうコメントは書いてあります。だけれども、もしこの時点でもうちょっと議会の目で、なぜこうなったのか、再発防止はどうだったのかという議論がされていたら、今回私もどういう状況なのかよく分からなくて、何度も聞いたり資料をもらったり、その過程で、この再発防止と、原因の確認についてまとまった資料ないのか。資料はこれしかないと言われて、そんなわけではないでしょうと、これだけ2億1000万円もの損失を出しておいて、それについての振り返りがまとまったものがないというのがおかしいのではないのですかと何度も申し上げました。それが今日出てきたのだけれども、もしその手前で議会報告していたら、必ずこのぐらいのものは各議会、委員会で説明するために作っていたし、それを基にして本当に繰り返さないということをやる一つの形になっていたと思うのです。何で議会にそういうのを報告しないのですか。
- **鈴木水道局長** 今回このようにいろいろと御意見を頂戴し、我々も再度どういう状況であったか、何ができたのかを確認しながら、関係局とも連携して話を進めてきました。当時どうして議会にというところもそうなのですが、何が起こっていたのかとか、何ができていたのかというのは改めてしっかりと、その時点から取り組むべきであったと思いますし、今回のことをしっかりと反省として次に生かすように努力していきたいと思っております。
- **吉川健康福祉局長** 私も同様でございますけれども、健康福祉局の名前で記者発表しておりますので、その際に常任委員会の委員の皆様方には、こういうことが起こって、こういう再発防止を講じているのだということは、御説明は個別には差し上げているとは思いますが、その際には常任委員会等でもきちんと報告事項として、積極的に当局からも御相談を差し上げるべきだったのだろうと思います。
- **井上さくら委員** これはちょっと前に事務ミスのことでも話しました。さすがに事務ミス一覧に載せて終

わりにはしていないから、個別発表もしたのだと思うのだけれども、しかし、単に記者発表するということではなくて、きちんと議会での審査、議論しましょう、それから再発防止についてもやりましょう。それはこういう場合はこうしようという基準というか、これはそれぞれの局だけではなく、ガバナンスの問題かなと、議会との関係とかもあると思うのですけれども、そういうことの何か目安はないのでしょうか。

○ **近藤総務局長** こういった事務処理の誤りとか不祥事が起きたときには、常任委員会の委員の皆様方に記者発表しろという形で報告しております。それに関して、委員会で御報告することに関しまして、何か基準があるということはありません。

○ **井上さくら委員** これは考えていただきたいと思います。大体あまりよくないことは報告しないことが多いけれども、都合が悪いことこそ、議会は市民目線かどうか分からないけれども、行政目線とは違う目線で議論するという事は、ぜひぜひもうちょっとしていただきたい。

もう一つ、この件について、これだけのことが起きて、なぜまとまった検証の文書がないのかという話のときに、横浜市内部統制評価報告でどうなっているのかということを知りました。昨年、令和7年6月の内部統制評価報告書で重大なミスになっている。重大な不備ということに、この案件はなっていました。この報告書は、確かに議会に報告したことになる。私も全部は読んでいなかったけれども、この報告書が出されることをもって、市会に報告ということになるのですか。これは所管はどこなのでしょう。

○ **湊ガバナンス推進室長** 私ども、当時は総務局コンプライアンス推進室、現在のガバナンス推進室になります。

○ **井上さくら委員** では、ガバナンス推進室として、この内部統制評価の中で重大な不備であるとなった案件について、これもやはり総務局の常任委員会では報告していないのですか。

○ **湊ガバナンス推進室長** 常任委員会では報告はしてなくて、内部統制の評価結果という形で報告書を毎回まとめ、それは私どもから監査委員に提出して、監査委員が中身を審査して、その審査した意見を付していただいたものを第3回定例会で市会に提出いたしているという形です。これは法律でそういった手続などが定められていますので、ほかの政令市、都道府県も同じような形でやっているものでございます。

○ **井上さくら委員** これは、今後はちゃんと議会に委員会でも質疑も含めてやっていただきたいと思う。

もう一つは、この内部統制報告書で重大な不備となっているから、ではこれは当時コンプライアンス推進室が出したもので、健康福祉局とか水道局とか、関わっているところのトータルの全体像をコンプライアンス推進室としてまとめて検証したのかと思いましたが、しかしやったのでしょうか。

○ **湊ガバナンス推進室長** すみません、検証というか、各局のシステムで原因などをきちんと報告していただいて、そちらについては我々の研修資料ということで、当時、各区局にフィードバックしてシステムの見落としとすることがあるので、それぞれもう一度検証していただきたいということでの研修資料として活用しております。

○ **井上さくら委員** ちょっとよく分からない。

○ **近藤総務局長** 内部統制上の重大な不備につきましては、関係部署だけではなくて市全体でしっかり受け止め、再発防止策を講じていく必要があると考えております。

今回の件につきましても、件数、金額から重大な不備と評価せざるを得ないものでありまして、複数局にまたがる業務につきましては、相互の連携がしっかりできているか、定期的に確認していく重要性を改めて認識しております。

今回の諮問も踏まえまして、関係局に対して、また事務処理ミスが及ぼす影響をしっかりと認識し、専門性だけではなく、それぞれ局同士でコミュニケーションをしっかりと取れるような形で進めてまいりたいと思っております。

内部統制の重大不備につきましては、先ほど申し上げましたとおり、関係部署だけではなく市全体で受け止め、それがそれぞれの各局で、どのような形で起こり得るものなのかどうかきちんと検証を考えていただいて、再発防止策を取り組んでいきたいと考えております。

- **井上さくら委員** 私は事前に聞いたときに、内部統制報告書に載せているけれども、本当に簡単な言葉を載せているだけなのです。これの手前に何らかの調査報告なり、まとまったものがあって、ここに概要を載せているのですかと聞いたら、そうではなくて、もうこれしかない。これの手前の調査なり、コンプライアンス推進室として、この全体像についての振り返りなり、何が問題点であったのかを検討したものは一つありませんと言われました。それは事実ではないのですか。
- **湊ガバナンス推進室長** おっしゃるような、こちらの内部で検討した報告書といった資料は特に作っておりません。
- **井上さくら委員** これ全然ガバナンスになっていないと思うのです。
- **近藤総務局長** 資料はないという形ですけれども、これに関しましては、この事務処理ミスが発覚したときには、各局と再発防止策も含めて、どのような取組をしていったらいいかという形は伴走するような形で考えてはきました。ただ、その伴走の仕方に関しては、やはり各区局のほうが中心で、我々は出来上がってきたものを確認するという弱い伴走だったと考えております。これからは、ガバナンス推進室が今年度からスタートしておりますので、そこを踏まえて、より一層ガバナンスが働かせるように、今回のことも踏まえまして、きちんと対応をしてまいりたいと考えております。
- **井上さくら委員** 弱い伴走と強い伴走があるのを初めて聞いたけれども、所管はコンプライアンス推進室だが、各局、当該局が言ってきたことを書いているだけ、コピペして表にしているだけということだったことが分かりました。要するに重大な不備とかいっても、コンプライアンス推進室として、これは何だったのか、どうするのかという視点は入っていない。それがだからおっしゃるような局であって、局任せであって、弱い伴走だったということなのかなと思うのです。これは松浦副市長、何かおっしゃりたいことがありそうなのだけれども、こういうことは駄目ではないですか。
- **松浦副市長** 私も総務局長をやっていましたけれども、令和2年度の地方自治法の改正でこの制度が入っているのです。明確に記憶しております。内部統制報告書を初めて出すとき、今、委員からは、当時のコンプライアンス推進室では、各局から上がったものをコピペと言われていましたけれども、私がコンプライアンス推進室から聞いた説明は、コンプライアンス推進室なりに、こういった事象がある中で、どれを重大な不備案件なのか、今回、重大な不備案件に当たるか当たらないかということをかなり検証してくれていて、私に報告をしてもらい、それとして私なりに考えて、ではこれを内部統制報告書として監査委員に出そうとやっています。委員の御説明の中で、コンプライアンス推進室の説明が不十分だった点については私のほうも反省いたしますが、所管でしっかりと、まずガバナンスとしての組織的に考えてもらう。その上で、関係局の中に影響があるものについては、やはりさらにガバナンス推進室が影響を持って調整する。トータルとして市としてのガバナンスが発揮できるように取り組んでまいりたいと思います。
- **井上さくら委員** 今日出てきた資料を委員長、副委員長にお礼を申し上げるところから、今ここまで来て

しまったのですけれども、要するに今日初めてこういうものが出てきているところが、これは議会で求めてこういうのが出てくるのは、議会の役割としていいと思いますが、私たち議員が言う前に、それこそガバナンス推進室、コンプライアンス推進室でもって、自分たちの自浄能力として、当該局だけではなくて各局、もうちょっと全体から見たときに、これはどういう問題で、どうすべきなのだろうかという視点を持ってもらっているものだと思っていた。そういうのが、今、副市長はそれなりにコンプライアンス推進室が考えて重大だと思った。確かに重大にするかしないかというところは、コンプライアンス推進室が決めているでしょうけれども、しかしそれがどういう問題で、ではどういう教訓なのかというところまでは入っていませんよ。だから各局が言ってきたことを、ここに短くまとめて書いてあるだけで、これ私は別に法律で義務づけられた報告書としては最低限いいのでしょうけれども、そういう状態だと困ると思う。だから、今回、ようやく昨日委員会を一旦止めて、今日まで継続審査にしてもらって、だからようやく出てきたわけではないですか。だから、この状態がガバナンス十分なのですかということを私は言っているのです。

- **鈴木水道局長** 当時、私も水道局にはいなかったのですけれども、ほかの局でもこういった案件があるときに、最初の今日お配りした記者発表資料もそうなのですが、当初は150件という件数が出てきたのです。当然のごとく、これだけなのかというのは関係局とも連携し、そして総務局にも話を持っていきながら、どういう方向に行ったらいいのかというのは、他局での取扱いなども参考にさせてもらいながら、調べる中で展開してくるというのがあります。

記者発表資料を出すこと自体が目的ではなくて、やはりそこはもう重ね重ねお話しいただいていますけれども、市民に向き合ってどう繰り返さないようにしていくのかというところがメインですので、そこに向けてそれぞれの局が連携して取り組んできているものだと思っています。ちょっと足りないところはもちろんありますので、そこはさらにどうしたらいいかというのは、まだまだ課題はあると思いますけれども、再発防止、いろいろシステムのことも含めて、これからも取り組んでいきたいと思っています。できることはしっかりとしていきたいと思っています。

- **井上さくら委員** 具体のところだけ聞きます。
昨日私は、整理されていなかった時効のことを表にさせていただいたのだけれども、今回議案になっている、不服審査請求されている方のところにも全部合わせた形で、この表の下段の請求のイメージということで、四角い太枠の部分が利用者のところにまとめて請求が来ていますよということでもいいですね。
- **鈴木水道局長** それぞれ利用者によって事由とか範囲とかは違うのですけれども、おっしゃっていただいた、この太枠の中にあることが対象になってきております。
- **井上さくら委員** それは人によって違うのだけれども、下水道使用料も水道料金も、それから水道料金の中には、人によっては時効を迎えているものも金額には含まれていて、それでその総額として、あなたは何万円ですよという形で請求している状態だということですか。
- **鈴木水道局長** そのとおりでございます。
- **井上さくら委員** これはやはり大変問題があると思います。援用されない限り債権は消滅しないというのは、援用というのは、どういうことをすれば援用されるのですか。
- **近藤総務局長** 債務を抱えている御本人から、その案件については時効を迎えているということで、その時効を申し出てくださいという形になります。
- **井上さくら委員** 本人がこの幾ら幾らは時効でしょうと言うということが必要だと、それは市民は分から

ないですよ。まとめて下水道料金、水道料金、しかもその中に、法律上、何年からの分が実は時効だとかと、それを請求書の中に書いて案内しているのですか。実は幾ら請求しますけれども、（この中には幾ら幾らが実は時効分です）と書いて出しているのですか。

- **鈴木水道局長** それは書いてはおりません。対象となる市民の皆様にご寄り添ってというところはしっかりとやらなければいけないと思っております。時効の援用自体は債務者の権利でありますので、当然それは妨げるものではないと思っております。

一方で、我々事業者としては、減免対象でない方には御負担いただくことが本来我々としても対応しなければいけないところだと思っておりますので、そこは積極的なお知らせはしないでと考えております。二度と繰り返してはいけないというところもある一方で、しっかりとそういった人たちにも寄り添う。

もう一つ、我々、対象となっている方には御負担をいただかなければいけないというところがあるので、そこはお話をさせてもらい、御相談を受けながら進めていけたらと思っております。

- **井上さくら委員** もう全然分からない。どんな文書で請求しているのかという見本をもらいましたけれども、もちろん時効になっている部分があるなどということは一言も書いていないです。

こういうことで、もちろん皆さん善意で、利用者の方は、ああ、大変だ、今まで減免されていたのは違っていたのかと思って、多くの方が払ってくださっているから、それは何とありがたいことかとは思いますが、逆に求めているほうが、市民の善意とあまりにもバランスが悪いですよ、自分たちの都合だけしか考えていなくて。さっきから言っている市民目線と真逆ではないですか。

だから、こういうことで行っている請求と、それからそれに基づいて出てきている不服審査は、皆さん、今までもこういうのは却下してきたのだからとおっしゃるけれども、そういうやり方は間違っている。だから今回も、こういう行政目線で請求していることに対して、不服だとおっしゃっている方の訴えは棄却はできない、却下はできないと思います。

- **横山正人委員** 継続審査にして、今日新たな資料を出していただいたということだけでも、私も井上委員がおっしゃっているとおりだと思います。ただ、審査の過程の中で我々が指摘して資料が出てきたわけだから、委員会審査が機能しているのだと私は理解したいと思っております。

本件は、実は先ほど井上委員が御指摘いただいたことについて、私も非常にしっくりしないところがありまして、お客様が援用を申し出た場合には時効が成立して、申し出なければ時効が成立して請求ができないことになるのだけれども、では果たして水道局の損失は幾らなのですか。実際この援用を申し出た方、あるいはこの時効が適用された方としっかり仕分している状況なのですか。

- **鈴木水道局長** 理論上の想定としては、この表にありますように、水道料金の下段のところの時効の経過後2年以上たっているところが対象になり得るものになってきております。

今、実際対象となっている方たちに声をかけさせていただきながら、8割以上の方に同意をいただきながら、分割も含めて支払いを進めていただいているところなのですけれども、未収の方もまだいらっしゃいます。そういう方の中には、この対象の方もいるかもしれないです。ちょっと細かいところ、すみません、すぐにお答えできないのですけれども、そういう方が今全部で19.7%、全体の中でおります。金額にすると4160万円というのが未収の方たちになります。引き続き、しっかりとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった状況にあります。

- **横山正人委員** 今日は幸か不幸か、メディアは誰も来ていない。これ報道されたら大変なことになります

よ。当該のお客様が、援用すればいいのだと当然なると思うのだ。だけれども、幸か不幸かメディアが来ていないから、多分あした、誰も報道しないと思いますよ。これちょっとメディアも問題があると思うけれども、ただ、こういう仕組みであるということ、あらかじめお客様に伝えた上で、援用するかしないかはお客様の権利だから、それでも本来は私は払わなければならないものだったから、お支払いしますという方も当然出てくると思うのだけれども、ここはちゃんと誠実にお客様に対して向き合ったほうがいいと思います。いかがですか。

- **鈴木水道局長** 最後にいただいた誠実というところは、我々もしっかりと守っていかなければいけないところだと思っております。

これまでという言い方は決してよくないかもしれませんが、今回もどう扱ったらいいのかというところは、弁護士にも相談しながら、全庁的にも債権管理どういう在り方なのかというところは確認しながら進めてきたところではあります。

一方で、皆さんどう感じられてというか、その御負担をされていくのかというところにも寄り添っていかなければいけませんので、誠実に、これからどうあるのかというのは、しっかり議論が必要かもしれないという、考えなければいけないと思っております。

一方で、事業者としてというところもありますので、そこは悩ましいのですけれども、今からこれしかできないということ言うつもりはありませんので、何が必要でどうあるべきかということはしっかり考えていきたいと思っております。

- **横山正人委員** 他方で、先ほど総務局長の御答弁にあったように、これ減免が適用されるのか、あるいは適用していた人が資格を失うのかと、これどこの局でもある話だと私は思っているのです。

今日、実はこの委員会が始まる前に関係局に来てもらって、いろいろと意見交換しましたけれども、私が聞いていて直感というか考えの中で、他局でもあるのではないかと思います。ぱっと一つ思い浮かぶのが、例えば敬老パスです。これは所得区分に応じて金額が違うから、場合によれば、その金額が違ってしまったところで上がってしまうのだけれども、そのままになっているケースがあるのではないかと。これは一つの例だけれども、ほかにも僕はあるのではないかと。思う。

先ほど、総務局長は全庁的にもう一回調べるとおっしゃっていたのだけれども、これちゃんとやるべきだと思います。もう一度御答弁ください。

- **近藤総務局長** 公平性の観点からも、各種減免制度が適正に運用されているかどうか、これは非常に重要なことだと考えております。横山委員の御意見も踏まえまして、具体的な調査方法について、ガバナンス推進室で検討して実施してまいりたいと考えております。

- **大岩真善和副委員長** 継続審査になって説明いただきまして、ありがとうございました。

先ほどほかの委員からも指摘があったとおり、これは件数が多いということと、金額も多額にわたるということで、1番目としては、それが一番問題かなと。

2番目としては、これは市民に明確に御迷惑がかかっておりますので、この点について横浜市の債権管理をやる部署、請求する各局として改めてどう考えるのかというのをちゃんと見詰めてほしいと思っております。

3点目は、先ほど横山委員からも指摘があったとおり、ほかにもたくさんあるのではないかと疑義がちょっと生じたというのが一番問題かなと思っております。

その中で大きく二つ指摘です。時効の件と、あとシステムの件について確認ですけれども、まず時効につ

いては、やはり時効があるということを再度、これは水道債権だと5年と2年というのがあり債権によって違うので、そういうことがあり得るということをちゃんと認識した上で、債権の管理をしていかなければいけないのではないかと。時効が訪れそうになる債権についてどう扱うべきなのかということ、横浜市として総務局も含めてどう扱うべきなのかということ、もう一回整理し直していただきたいと思っています。

先ほど援用という話がありましたけれども、援用の話がある一方で中断という話もあります。中断というのは、例えば、民法が変わったので細かく分からない部分もあるのですが、支払いの督促をしたりすれば、時効は途中で止まると法律上定められております。あと、裁判を起こすとか、起こさないとか、あと債務を、債務者のほうがありますよと承認した場合は、払ってきた場合はそれに当たるのだと思うのですが、民法第152条で承認すると時効は中断します。そのあたりの扱いを、今後、時効があるという前提を考えた上で、金額によっては、どう扱うのかとか、もう放棄して引き当てるとか、いろいろな方法があると思うのですが、そういうことを含めて、債権の取扱いという観点でしっかり整理し直していただいて、金額とか期限とかも含めてどうするべきかという整理を一回していただく必要があるのではないかと。その点については、

- **近藤総務局長** 持続可能な財政運営を推進していくにおきまして、適正な債権管理は非常に重要なものだと考えております。債権の回収事務につきましては、法令に基づいて適正に行っているところですが、本市においては、債権の回収において納付相談、財産調査等、納付資力を的確に把握した上で納付緩和措置など手続を適切に選択しながら実施をしているところでございます。

時効に関して、本市を含め行政における一般的な取扱いを申し上げますと、時効期間が経過している私債権につきましては、行政側から積極的に時効を援用されるかどうかを確認するという運用は、これも行政に係る民法上の規定なので、そのような形で実施しているのが実際だと思います。時効の援用をされるかどうか確認するような運用を行っていないという形になります。

時効の援用は制度上、あくまで債務者である当事者御本人の意思によるもので考えているところですが、援用がなされていない場合には、公平性の観点からも引き続き請求させていただいているというのが現状ではございます。

ただ、今回の件に関しましては、特に本市の事務処理ミスが起因しているという形で、大変本当に申し訳なく思っているところでございます。

ただ、既に納入していただいている方もいらっしゃるという形の中で、負担の公平性とか、そういうことも考えていかなければいけないという難しさもございます。今回の件はそういう形ですが、今回の件を踏まえまして、今、大岩副委員長がおっしゃったとおり、個々の状況等を見据えた対応等をきちんと取れるような形で考えていきたいと思っております。

- **大岩真善和副委員長** 時効の件は全ての債権に関することだと思いますし、法律で決まっているので、もう一度見直していただいて、ルールというか、それを徹底ください。

もう一点のシステムの件は、午前中、行財政局でシステムの問題があって、いろいろな議論があったと思うのです。これは原因を報告していただいたのですが、結構細かい話もあったので、二度と起こらないように対策を講じていただきたいとは思ってはいるのですが、井上委員から先ほど指摘があったように、内部統制報告書の中で重大なミスとして指摘がされた。それが監査委員にも共有されたのですかね。これは、これは今聞いて、大変重要なことなのかなと。ちゃんとそこまで確認できていなかったのですが、内

部統制報告書の中で重大なミスとして指摘されるということは、内部統制報告書というものは横浜市役所の中のシステムとか、いろいろな制度の運用の仕方を自分たち自身で誤りに気づき、気づいた誤りを自分たちの中で見つけて直していくというための報告書なのではないかと思うので、井上委員からは、議会に報告がなかったという点もありますけれども、これは本来的には、今回これ明らかになりましたが、ほかにももしかしたら同じようなことがあって、また御迷惑をおかけしてしまうのではないかということを含めて、内部統制という範疇で自分たち自身で省みて直すべきことなのではないか。私はそう感じたのですけれども、その点について、では松浦副市長に。

- **松浦副市長** 内部統制上で重大な不備になった案件については、しっかりと検証して対処を打って再発防止しないというのは前提だと思っています。したがって、令和6年度に起きた従前の不備案件ですけれども、しかるべき水道局、それから健康福祉局の中で再発防止策がなされていると思っております。ただ、現状、本日の常任委員会、昨日の常任委員会を踏まえて対応が十分だったかということを含めて問われていると思っています。両局におかれましては、本日の常任委員会や昨日の常任委員会を踏まえて、もう一度しっかりと検証してもらって、対策が十分なのか、あるいはその両局の反省というのが他局に影響があるのかどうかということも、これはガバナンス推進室が吸い上げて対応していきたいと思っております。
- **大岩真善和副委員長** いろいろ大変なところもあると思っておりますけれども、ぜひよろしく申し上げます。
- **黒川勝委員** すみません、いろいろ御説明聞かせていただいて、ありがとうございました。分かったところと分からないところがあるのですけれども、最終的にこれ未収納4160万円というのは、いつまで請求し続けるのですか。
- **鈴木水道局長** 特に今、期限を設けてという設定はしておりません。しっかりと話し合いを続けていきたいと思っておりますので、そこは相手方の都合にも寄り添ってやっていきたいと思っております。
- **黒川勝委員** 昨日の説明で請求書を出しましたということが1点と、あとコールセンターをつくって、それで相談に応じているというお話も昨日説明があったのですけれども、コールセンターの御説明というのはどういう説明をしているのですか。
- **鈴木水道局長** 通知、お知らせをしています。それに対する問合せ等もいただいておりますし、こちらから御案内すべきところがあれば、そのことについてお話をさせてもらっています。そのほかにも苦情という形でお話をいただくこともあります。様々発信をしたり受け取ったりということで、やらせてもらっております。
- **黒川勝委員** そういうところでもこの時効の話については一切しないで、ただ払ってください、払ってくださいとお願いをしているだけなのですか。
- **鈴木水道局長** 時効の援用が、聞かれたりとか、あるいは先方からお話があれば、それは当然権利としてあるので、それはそのまま受け取る、了解するわけですけれども、あえてこちらから何かそのことについて第一声として触れるということはしていないというのが現状です。
- **黒川勝委員** そうすると、先方から、時効だから、もうこの請求しないでくださいと言われた部分に関しては、では分かりましたと言われて、初めて分かりましたということで、もう請求はしませんということで金額が変わるという理解でよろしいですか。
- **鈴木水道局長** そのとおりです。
- **黒川勝委員** それは問題あるなと思っておりますけれども、この今回の審査請求をいただいた3名の方の水道料

金の部分については2年以上たっている、この時効期間に関わる部分の料金というのは入っているのですか、入っていないのですか。

- **鈴木水道局長** 3名の方がいらっしゃいますけれども、一部時効にかかっているところもあるということです。
- **黒川勝委員** そうすると、この審査請求に関わる話合いの中では、時効の話は向こうから出てこなければ、同じような対応を引き続きせざるを得ないということですか。
- **鈴木水道局長** そこは同じでございます。
- **黒川勝委員** なかなか大変だなと思いますけれども、これから裁判になる可能性もあるのだろうと思いますし、裁判になったらどうなるのかなというところも心配するところでもあります。

あと、手続上の問題のところ、これ手続をしている人たち、作業をしている人たちのスタッフというのは、区役所の職員は関わるのですか。

- **鈴木水道局長** 一義的にはすごく単純化して申し上げると、それぞれ健康福祉局であったり、所管するところからリストを受け取る中で確認しながら水道局の職員がやっておりますが、それぞれの減免対象となるような要件については、例えば当該の方が区役所、福祉保健センターなりに申し出てというところから発信するような案件もありますので、そこはいろいろなところが絡みながら進んでいる事務全体だと思います。
- **大桑正貴委員長** 作業があるかとか。
- **鈴木水道局長** 申し訳ありません、直接的には冒頭申し上げたリストをいただく中で、我々がそれを減免対象として世帯に対して、どうかけるかけないかという作業になってまいります。
- **黒川勝委員** 水道局はあまり関係ないと思うのですが、健康福祉局で該当する方が手続をしたりか、あるいは相談を受けたり、そういう窓口になるのは市役所なのか、区役所の担当部署なのですか。
- **吉川健康福祉局長** 区役所もかなり、窓口でも、申請を受けてということで手続をしている。そもそも、例えばひとり親の医療費援助とか、それから生活保護世帯のひとり親の世帯だとかということも含めて、区役所でも手続もしていますし、局にいただいている申請書もあります。こちらは窓口でということになる。
- **黒川勝委員** 周知徹底した中でミスが起こる中で、例えば区役所の職員の人たちの体制の中で、ばらつきみたいなものがあるのですか。この区役所はミスが非常に多いとか、この区役所はミスが全然ないとか、それによってどこに原因があるのかもまた出てくるのではないかと思うのですけれども、そのあたりの傾向というのがあったら。
- **吉川健康福祉局長** 区役所ごとにとりか、ある課ごとにとりかということであると、我々そういう押しなべて違いがあるのかとは理解していません。事務の手続そのものがマニュアルなどの中で、正確にこういう形でこういう手順でやってくださいということが徹底されていなかったりということに起因する、今回はそういうケースだと思っています。手順そのものが徹底されていなくて漏れが生じてしまったというケースもありますし、手順はしっかりしているのですけれども、それを遂行する職員が、その手順どおりにちゃんとやらなかったがゆえに起こってしまう事務処理ミスもありますので、それは様々ではありますけれども、どこかの区役所が多いとか、どこかの組織が多いだとかということはないと理解しています。
- **黒川勝委員** それでこの何千件もミスがあるということなわけですから、僕はこういうシステムというのは、こういう時代ですから、要はAIなりデジタルなりの形できちんとミスが起こらないような仕組みをきちんとつくっていかないと、人間の手作業だとどうしてもいろいろなところでミスが起こることの積

み重ねがこれなのだろうと思います。いろいろと周知徹底するとか、ダブルチェックを行うとかと書いてありますけれども、これでミスが起こらなくなるとは思えないような気がするのです。そういうシステム的な部分で、デジタルで完全に人為的なミスが起こらないような仕組みをちゃんとつくらなければいけないと思うのですけれども、そのあたりはどうですか。今日も行財政局とも話したのですけれども。

- **吉川健康福祉局長** 御指摘は本当にすごく大事なことだと思っております。どうしても人の手で作業するということになると、幾ら丁寧に、また手順どおりにやったつもりであっても、ミスということはやはり生じてしまうと思います。今回も、できる限り人の手間を減らす、ないしはシステムの中で福祉コードだとかということのを付与して、それをシステム同士で抽出したものを一致させる、合致させることで、漏れがないか、抜けがないかとかということもやっています。ただ、完全に今システム上で自動化されているという仕組みには、まだ改善ができていないです。やはり途中で人の手を介した作業があったりというところがございます。ダブルチェックだとかということはもちろん、それはそれで必要なのですけれども、今、黒川委員がおっしゃったような御指摘は、我々としても職員が安心して仕事をしていくというためにも非常に重要なことだろうと思いますし、市民の皆様にも今回のような多大な御迷惑をおかけしないという意味でもすごく大事だと思います。できる限り、今後、基本的には福祉のシステムについても、国の標準化のシステムに令和12年度までに移行していくことになっております。そうした中で、できるだけ自動化できるようにということについては、我々としても、どこができるのか、できないのかも含めて、やらない理屈とか、できない理屈ということではなく、どうしたらできるのかということ、午前中そういう議論がされてきました。できる方法だとか、前向きな検討ということで、システム標準化の中で何ができるのかということはいっしょに検討してまいりたいと思います。
- **黒川勝委員** 午前中の議論もずっと聞いてくださっていたことがよく分かりました。2ページ目の上から4行目、各担当ケースワーカーから、母子加算の認定がなくなった方に対し、水道局へ減免の解除の届出を行うよう周知を徹底しましたということですが、こういう方は水道局に減免の解除の届出をしなければいけないことになっているわけですね。だけれども、届出をしなくても、実際には減免はもう解除されることになっているわけですよ。だから水道局にしてみれば、届出をした方もいるし、届出をしていない方もいるし、だけれども、健康福祉局から来た資料に基づいて、全部解除になっている人には解除してしまうということ、これも二重行政みたいな感じで非常に分かりにくい気がするのですけれども、こういうことは何か改善する思いはあるのでしょうか。
- **吉川健康福祉局長** もともと減免の制度そのものが、その対象となる方が御自身で申請していただくところが大原則としてあるというところがありますので、減免を受けるときに申請もしていただく。それで、その資格がなくなったときには解除されます。自分がそういう資格がなくなりましたということもお届けいただくのは大原則ではあるのです。そういうことで、今、御案内させていただいているところであるのですけれども、確かに委員がおっしゃるように、効率的ではないですし、最終的に我々のほうで資格がなくなった方についてはリストにして水道局にお渡しして、職権でそこで減免の適用はないですよと削除しているところがございます。より効率的にどうしたらできるのかということも水道局と一緒に検討してまいりたいと思います。
- **黒川勝委員** あまり意味のない手続が残ってしまっていて、本人に自覚を持たせるみたいなことのためにきつとやっているのだらうと思うのですけれども、そういうことによって、かえって逆に水道局で人によっ

て手続した人もいるし、しない人もいるし、だけれどもみんな解除がされる、しなければいけないみたいなことが、また担当者が替わるとよく分からなくなってしまって、それが間違えてしまうみたいなことにつながってきて、そういうことの積み重ねなのではないかと思います。こういう意味のないことのは、もうむしろやめてもらって、もう一つの手続で同じようにやっていくことが大事なのではないかと思うのです。こういうことを、今でもこれ周知徹底ということをやっているということですが、それに対しては水道局側からはどんな感覚でしょうか。

- **鈴木水道局長** 実際に水道料金の減免という中で、手続がどうあったらいいのか、幾つかのルートがあるところを、あるものはこちらから来るけれども、来ないときもあるとか、大筋はこちらから来るリストだとかというところでの、確かに手続としてどこをどう重視したらいいのかというところが分かりにくいというか、難しいところもあるかと思っています。

ただ、原則としての減免手続の中では、大原則はどうかという考え方も、今後どうなるかは別にして、尊重しながら我々やっつけていかなければいけないと思いますので、何ができるのかというのは今できることをしっかりと連携しながらやるのと、おっしゃっていただいたように、これから先どうあったらいいのかということも併せて、またそこも話ができれば、一緒にやらせてもらえたらと思っております。

- **黒川勝委員** その辺のところが無駄が多いという感じがするのと、減免を受けるような人たちに対しての、やってもらわなければいけない手続が、本当にやるべきことなのか、必要のあることなのか、必要のないことなのかということ、その辺から既に整理ができていないから、こういうことが起こるのではないかと思います。そういうことをこれからも続けていくと、また時代がたつて担当者が替わってという中で、同じような間違いが大量に起こることもあり得るのではないかと思います。この辺については、行財政局で、行政運営の中で特にデジタルという部分できちんと間違いがないやり方をしっかりと研究していただいて、そういう形で進めていかなければいけないのではないかと思いますので、ぜひ引き続き徹底してください。

ただ、本件については、きちんと仕組み上、請求せざるを得ないことなのかなとも思いますので、仕方がないことなのかなと思いますが、猛省をぜひお願いします。

- **仁田昌寿委員** 今回、残念なことにこうやって起きてしまったものが上下水道という、まさに人が生きていく上ではなくてはならない最も重要なインフラに関連してこういうことが起きるとすることは、市民の側にとっても大変心配なことにもなるわけです。だからこそ重要な役割を皆さんが担っているという自覚が必要なのだろうと思います。であるがゆえに、真っ先にこういうことが起きないように仕組みを考えなければいけない部門でもあるのではないかなとも思います。まず、その辺の御自覚について再度伺います。

- **鈴木水道局長** 我々水道局は下水道使用料も併せて、おっしゃっていただいたように上下水道の料金について徴収させてもらっております。

今お話をいただいたように、市民生活を支える、都市経済を支える、命を支える事業だと思って日々職員が取り組んでおります。サービス向上のために何ができるのか、どうあったらいいのかというのを考える中で、減免もそのうちもしかしたら一つかもしれません。ただ、そういったことが逆に御心配とか御迷惑をかけるようなことになってはいけませんので、ここはしっかりと猛省して、二度と繰り返さないように取り組んでいきたいと思っております。

- **仁田昌寿委員** 今回、共通行動がないことということがあって、システムについていじくるお話もいただいておりますが、先ほど黒川委員からも重要なお話があったように、また行財政局の質疑の中でも、こう

いったことに積極的に関わっていただくことも御答弁いただいております。ぜひ先進的なシステムをつくっていくことを目指して、これからお取り組みいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- **鈴木水道局長** 先ほども吉川局長から福祉特定コードのお話が出ましたが、我々水道局の中でも、それぞれ資格所管課、所管局が持っている福祉特定コードを水道のシステムの中に入れて、それで管理していこうと思っております。

水道はどうしても、世帯ごとに水道料金、下水道使用料を徴収するもので、各個人というよりも世帯主みたいなところで管理をするところが大きくあります。その確認方法が、先ほども委員からお話いただきましたけれども、氏名・住所を基にやっているというのが大きいところでありました。それをしっかりとコードを入れることで完了ということで、一歩も二歩も進めていきたいと思っております。まだまだおっしゃっていただいたような先端とは遠いと思うのですが、まずはそれぞれのシステムをどうつなぐかというところを、デジタルシステムを使ってということで考えていければと思っております。

- **松浦副市長** 今、水道局長が答弁しました、今できることはしっかりやっついこうと思っておりますし、もう一つは、先ほど黒川委員が言われたように、そもそも事務がどうすると一番フローとして適切に効率よく、さらには市民の皆さんの御負担のないようにできるかということが根本的な課題だと思っておりますので、今すぐやることと、しっかりと中長期的に考えることを仕分けしながら、ここはDXの視点で取り組んでいきたいと思っております。

- **仁田昌寿委員** 二度と起こさないという強い決意で、これからも臨んでいただきたい。よろしくお願ひします。

- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** それでは、一件ずつ採決いたします。

初めに、諮問市第1号についてお諮りいたします。

採決は挙手といたします。

本件については、異議のない旨答申することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手)

- **大桑正貴委員長** 挙手多数。

よって、諮問市第1号については異議のない旨、答申することと決定いたします。

次に、諮問市第2号についてお諮りいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **大桑正貴委員長** 挙手多数。

よって、諮問市第2号については異議のない旨、答申することと決定いたします。

次に、諮問市第3号についてお諮りいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 大桑正貴委員長 挙手多数。

よって、諮問市第3号については異議のない旨、答申することと決定いたしました。

この際、当局に申し上げます。

ただいま議題となった3件については、異議のない旨、答申することとなりましたが、昨日から本日にかけて、各委員から本当に多くの御意見等がございました。これらを真摯に受け止めて、再発防止に取り組んでいただくとともに、経過については市会に報告するよう申し添えます。

説明員の方は退席されて結構です。

(関係職員退室)

- 大桑正貴委員長 以上で、総務局関係の審査は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩時刻 午後4時41分

再開時刻 午後6時00分

- 大桑正貴委員長 委員会を再開いたします。

◎ 皇室の伝統を踏まえた安定的な皇位継承の確保に向けた国会論議の促進を求める意見書(案)について

- 大桑正貴委員長 その他、委員の方から何かございますか。

- 山下正人委員 すみません、時間のないところ恐縮でございます。

この場をお借りいたしまして、皇室の伝統を踏まえた安定的な皇位継承の確保に向けた国会議論の促進を求める意見書を提出することについて、御提案させていただきます。案文を用意しておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

- 大桑正貴委員長 ただいま山下委員より意見書の提出について御発言がございました。意見書の案文も用意されているとのことですので、書記から配付の上、朗読させます。

- 佐藤議事課書記 皇室の伝統を踏まえた安定的な皇位継承の確保に向けた国会論議の促進を求める意見書(案)

皇室は、我が国の歴史と伝統に支えられ、日本国憲法において日本国及び日本国民統合の象徴と位置づけられている。皇位の安定的な継承を確保することは、国家の基盤に関わる極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、皇位継承を将来にわたり安定的に維持していくためには、皇族数の確保を含めた制度の在り方について早急な検討が求められる。

政府においては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づき、有識者会議による報告が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること、皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすることの二案が示されており、これらは既に多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

皇位継承の在り方は、我が国の歴史、伝統及び憲法の趣旨を踏まえつつ、国民の理解と支持の下に検討さ

れるべきものであり、幅広い観点から慎重かつ丁寧に議論を積み重ね、立法府としての総意を形成していくことが不可欠である。

よって、国におかれては、安定的な皇位継承の確保に向け、これまでの議論の蓄積及び有識者会議の報告書を踏まえ、皇族数の確保に関する方策を含めた諸課題について、各党・各会派による建設的かつ集中的な議論を推進し、国民的理解を得ながら検討を進めるよう要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、議決年月日、議長名をもちまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官宛てでございます。

- **大桑正貴委員長** それでは、意見書について山下委員より御説明をお願いいたします。
- **山下正人委員** 今、書記に読んでいただきました意見書にもありますとおり、皇位の安定的な継承を確保することは、国家の基盤に関わる極めて重要な課題だと我々は考えております。現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、皇位継承を将来にわたり安定的に実施するためには、皇族数の確保を含めた制度の在り方について早急に検討することが求められているところです。

また、皇位継承の在り方は、我が国の歴史、伝統、そして憲法の趣旨を踏まえつつ、国民の理解と指示の下に検討されるべきものであり、幅広い観点から慎重かつ丁寧に議論を積み重ね、立法府としての総意を形成していくことが不可欠です。

そこで、我が党としましては、国に対して安定的な皇位継承の確保に向けて、皇族数の確保に関する方策を含めた諸課題について、各党・各会派の建設的かつ集中的な議論を推進し、国民的理解を得ながら検討を進めるよう意見書を提出してはどうかと考えております。

以上、御提案申し上げます。

- **大桑正貴委員長** それでは、ただいま自民党から提案ございました。各会派等の御意見等をお伺いします。
- **仁田昌寿委員** 先日もNHKでこのテーマを取り上げて、冒頭から現在、大変危機的な状況にあるということすら御発言があったような重要課題かなと認識しております。大分意見の取りまとめも進んでいるようでございますが、いずれにしても、この意見書の趣旨は、集中的な議論を推進し、国民的な理解を得ながら検討を進めるという趣旨についてでございます。ぜひ進めるべきものと理解いたしますので、意見書の提出に賛成したいと思います。
- **藤崎浩太郎委員** 重要な内容であるということと同時に、国会でまさに議論が進められているものでもあると認識しております。我が党としまして、極めて慎重な検討が必要と考えていると同時に、議論の進め方には課題があるとも考えているところでございます。そういった状況を踏まえまして、意見書の提出については反対の立場でございます。
- **くしだ久子委員** 先ほどお話にございましたとおり、今、国でも議論が進められているということは承知しております。さらにより議論を深めていただきまして、さらには国民的な理解も進めていただくような検討はより促進していくべきだと考えますので、意見書の提出には賛成いたします。
- **こがゆ康弘委員** かなり以前から皇族数の大幅な減少、それに伴う皇室の維持をどうするのかという議論があったと思います。それで、ようやく国会の中で今、議論が進められようとしています。今回の意見書というのは、まさに国民的な理解を得ながら検討を進めていくべきだという意見書ですから、まさにおっしゃるとおりで、この部分についてはぜひ提出に賛成させてください。

- **井上さくら委員** この常任委員会で幾つか意見書案が出されてきて、国において慎重審議すべきものということで採択されなかったものが多かったのですが、これは積極的な採択というか、意見書提出を求めていらっしゃる。課題によっていろいろ違うのだと思うのですが、しかしこれは横浜市議会として特に出す必要はないと思います。
- **大桑正貴委員長** 各会派等の御意見をお伺いしましたが、御意見が分かれていますので、お諮りします。本件については挙手といたします。本件について、意見書案文のとおり提出することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- **大桑正貴委員長** 挙手多数。よって、本件については意見書案文どおり規定することと決定いたします。本件につきましては、委員会提出議案として委員長名をもって、議長宛てに提出いたします。なお、字句の整理及び提出方法などにつきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

◇

◎ 閉会中調査案件

- **大桑正貴委員長** 次に、閉会中調査案件についてお諮りいたします。
1、総合計画及び国際施策の推進等について、2、行政改革及び財政運営等について、3、行政運営等について、4、防災及び危機管理等について、以上4件を一括議題に供します。
お諮りいたします。
本件については、いずれも閉会中継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 異議ないものと認め、さよう決定いたします。
次に、委員派遣についてお諮りいたします。
委員派遣を行う必要が生じた場合、日時、視察場所等の決定につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
なお、委員の皆様も御希望がございましたら、正副委員長にお申し出ください。
以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書等を議長宛てに提出いたします。

◇

◎ 各種委員会委員について

- **大桑正貴委員長** 次に、各種委員会委員につきまして御報告いたします。
本件につきましては、配付されております資料のとおり、過日の運営委員会で役職をもって充てること決定されておりますので、御了承願います。

◇

◎ 閉会宣告

- **大桑正貴委員長** 以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後6時08分

速報版